

令和 4 年第 3 回伊賀市議会（定例会）

請 願 文 書 表

令和 4 年 6 月 6 日

1 受 理 番 号	請願第 8 号
2 受 付 年 月 日	令和 4 年 5 月 27 日
3 請願者の住所 及び氏名	伊賀市西明寺2782番地の92 公益社団法人 伊賀市シルバー人材センター 理事長 福山 康宣
4 請 願 の 件 名	シルバー人材センターの安定的な事業運営に対する支援を求める ことについて
5 請 願 の 要 旨	国においては、令和元年(2019年)10月の消費税率10%への引上げ、軽減税率の導入に併せて令和 5 年(2023年)10月から消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入されます。 これまで基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者であれば消費税の納税は免除されていましたが、インボイス制度の登録事業者になれば売上高にかかわらず納税義務が発生することになります。 例えば、全国約70万人のシルバー人材センター(以下「センター」という。)の会員も請負、委任契約の場合、納税義務者の対象となります。 センターは、地域に密着した就業機会を提供することにより、高齢者の社会参加の促進、生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化に繋がっており、医療費や介護費用の削減に貢献しているところでございます。 今回のインボイス制度の導入で免税事業者であるセンター会員はインボイスを発行することができないことからセンターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じます。 しかし、公益社団法人であるセンターの運営は収支相償の原則から余剰金はなく、新たな税負担の財源もございません。 インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいをそぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念されます。 よって、センターにとって新たな税負担は、まさに運営上死活問題であり存続の危機となりますので、センターに負担を強いるような事態を避け、引き続き安定的な事業運営が可能となるよう必要な措置を強く求めるものです。 以上のような理由から、インボイス制度導入後、シルバー人材センターの安定的な事業運営に向けて必要な措置が講じられますよう貴議会の採択をいただき、国の関係機関へ意見書を提出していただきますようお願い申し上げます。
6 紹 介 議 員	北山太加視、森中秀哲、北森徹、市川岳人、赤堀久実、百上真奈
7 付 託 委 員 会	産業建設常任委員会